サービス付き高齢者向け住宅登録申請手続きの流れ

（※１～６）は「登録基準」参照

	設置予定者	登録機関（県） ※建設地が高知市内の場合は高知市住宅政策課へ申請 住宅課	長寿社会課	市町村 （建設地）
事前相談	事前相談 →	事前相談		
	サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金を申請する場合で、建設地が須崎市・室戸市のとき サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金（国の直接補助）を申請する場合で、建設地が須崎市・室戸市の場合は、意見聴取申請が必要なため、市町村にも事前相談を行ってください。（高知市も意見聴取申請が必要です。高知市住宅政策課へ提出してください。） 事前相談 →		事前相談
	意見聴取申請（添付書類有り＊） →	受理 →	照会 →	意見の回答
	受理 ←	意見聴取結果書 ←	回答 ←	意見の回答
	＊添付書類：計画概要・周辺見取図・公共交通機関へのアクセスや医療機関等との連携状況が分かる書類			
事前協議	事前協議 →	事前協議		
	入居者条件基準（※１） 適合する ↓ / 適合しない → 登録対象外			
	住戸規模基準（※２） 住戸設備基準（※３） 加齢対応構造等(ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ)基準（※４） サービス条件基準（※５） 契約条件基準（※６） 適合する ↓ / 適合しない → 事業計画等の再検討 → 修正	※緩和基準の適用は高知県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準に係る取扱要領による（要協議）		
確認申請	建築確認申請 ↓ 建築確認済			
登録申請	登録申請 →	申請内容審査		
		建物・施設について（ハード面）	サービスについて（ソフト面）	
		登録基準適合		
	標準処理期間はおおよそ30日間	住宅登録		
		ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅登録情報提供ｼｽﾃﾑへ掲載		
	受理 ←	通知 →		受理
工事	サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金（国の直接補助）を申請する場合、本登録後、別途国事務局への申請が必要です。			
	着工 ↓ 竣工			